

戦後改革期の農業会経営——群馬県の農業会民主化運動——

島 袋 善 弘

はじめに

一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾して降伏し、終戦を迎えることになった。連合軍による対日占領政策の目的は、経済の面では工業・労働・農業の全分野にわたり改革を実施し、軍国主義の経済的基盤を破壊して民主的な日本をつくることにあった。そのうち農業・農村については、日本軍国主義の温床とみなされた土地所有関係^①地主小作関係を解体することが第一の課題とされ、それは徹底的に実施された。従来戦後改革過程の農業・農村については農地改革が注目されるあまり、この時期の他の面（食糧供出・税金・生産資材の不足・民主化運動等）については十分な検討がなされてきていない。そして一九四三年に農業団体の統合によって発足した農業会と、それが四八年に農業協同組合に移行する過程について、具体的に明らかにした実証研究もきわめて少ない。そのなかで農業会民主化過程については、青木恵一郎『日本農民運動史 第五卷』（一九五五年）が、県農業会・町村農業会改革のいくつかの事例を記述しているにとどまり、農業会の民主化・改革を取り上げた実証研究は皆無に近いといつてよい。

本稿は、戦後改革期の問題のひとつとして農業会経営の実態と農業会民主化の具体像を明らかにし、その意味を検討することを課題とする。なお本稿では群馬県を分析対象とする。県レベルで検討することは、村落レベ

ルとは異なる一般的検討が可能になるということであり、群馬県を対象とするのは、東北・近畿に対して中間的な地域であり、全国的な相貌に近いものが捉えられると考えるからである。^{②③}

一 県農業会の改革

県農業会改革の動きは一九四五年二月四日の日本社会党県連合支部（支部長・須永好）の結成大会を以て始まる（以下の記述については表1参照）。同大会は「官僚の壟断的指名推薦による現農業会長その他の役員は農民の利害得失を代表するに足らざるは勿論新日本建設に不適当である。依つて前記役員は速かに総辞職すべし」とする県農業会役員辞職勧告書を可決した。その理由は次のようなものである。

（一）大東亜戦争の真只中官僚の独善的指図の下に農会と産業組合を合併せしめ、県郡農業会役員には政治的「ボス」を、町村農業会に対しては町村長と一元化すべしと強要し、選挙を行はずして官僚が指名推薦により農業会は完全に官僚の代弁者なり。（二）農民に配給すべき多数の物資は次々に隔着胡麻化し等々は元より、事務の渋滞等言語に絶するものなり。（三）米穀その他の供出に当りては秘密主義を守り、農民の利害得失を不顧不合理極まる割当てを行ひ供出を強制し、時には警察力を用ひ飯米に事欠く農民に対しても刑事被告人と同様なる取扱ひをなし農民を苦しめたり。（四）県農業会を中心とし各地に農業会疑獄事件頻発

し、今や之が停止するところを知らず真に農民の信望を失墜せり。(五)新日本建設のためにも、餓死線上にある同胞救済のためにも、米穀供出の絶対必要なるは言を俟たざるも、現在の農業会を改組せざる限り我々は供出を拒絶す。然れども農民の利得を代表する民主的農業会改組完了を見たる時は、直ちに国難に殉ずべき覚悟をもって米穀供出をなすことを誓ふものである。右総辞職勧告をなす所以なり(上毛新聞四五年一月二五日)。

このような批判を受ける県農業会の実態はどのようなものであったか。まず人事の面では「農業会に対する農民の不満は人事に最も端的に現はれてゐる。会長の任免権は行政官庁の手中に握られ、幹部の天降り人事は戦時中簇出した各種統制会同様幾多の問題を含んでゐる。各県の農業会長と言へば殆ど大地主で、その下に旧産組と旧農会の主脳部が局部長の椅子を分けてゐる、その間へお目付け役をかね

表1 農業会関係年表(群馬県)

年 月	事 項	典 拠
1945年12月	社会党県連結成大会で県農業会幹部の総辞職を勧告	上45.12.5
12	群馬郡北部11町村の農業会主任技術員が官僚農業会革新の会合	上45.12.26
1946年1	市町村農業会長退陣激増(農業会の経理・運営に対する村民の反感、供米をめぐる村民との対立等)	朝46.1.17
2	県下農業会一斉調査。帳簿の完全なものが一カ村もない(資産内容乱脈)	朝46.2.13
2	県農業会従業員組合総会一戦争責任のある役員の退陣と不正職員の責任追求案(否決)	朝46.3.3
3	県農業会、戦時中から監査せず	朝46.3.7
3	県農民組合代表者、県農業会の累積した不正事件の実情説明を要求	朝46.3.27
5	日農県連執行委員会が県農業会役員の退陣を要求(農業会民主化を求める)	朝46.5.21
6	日農県連常任執行委員会が県農業会役員選任に反対	朝46.6.27
7	県農業会と農民組合が自給肥料補助金の打ち切り反対運動で手を握ることに成功	朝46.7.16
7	県農業会の役員決まる(日農から副会長で、協調的体制)	朝46.7.23
7	県下の郡農業会経理調査一経理内容乱脈を暴露	朝46.7.25
8	群馬郡農業会の民主化(会長・副会長・理事の保守派退陣・新人が圧倒的)	上46.8.19
8	日農県連内に県農業会対策に対して不満の声一農組が御用反動化する恐れ	朝46.8.20
8	日農県連常任執行委員会が県農業会の不正徹底追求を決定(終戦に紛れた多くの不正)	朝46.8.28
9	日農碓氷郡連合会が、郡農業会に役職員を要求→郡農業会は要求を承認	朝46.9.7・8
11	日農碓氷郡連が、終戦後行なわれた同郡農業会支部の不正を摘発一配給物資の横流し等	朝46.11.29
1947年1	県農業会・日農・農青連が農業経済共同化推進協議会設置の動き(→農民団体協議会)	上47.1.3・21・31
4	県農業会理事改選(県下農業会長の顔触れは保守派が大半)→日農派締め出しの動きあり	上47.4.9・10・11・12・17
5	日農県連が県農業会に協力を決定(副会長に就任を受諾)	朝47.5.21
8	日農が現農業会幹部の農業協同組合への居座り反対	上47.8.20・26
8	農業復興会議への動き(農業振興・食料の自給自足を図るための県農・日農・農業会有志による組織)	朝47.8.21
48年2	佐波郡の農協設立は赤堀・名和村を除き一本化	上48.2.8
2	農協の設立運動は農業会の看板塗り替えにおちいる傾向	朝48.2.18
5	南群馬地区の農業会幹部が肥料を横領・不正分配	朝48.5.18
5	農協設立をめぐり11ヶ町村で新旧の政治的対立	朝48.5.19、6.13
6	県農業会がヒョウ害対策の資金を県に要求	朝48.6.9

朝日新聞群馬版・上毛新聞による。「朝」は朝日新聞群馬版、「上」は上毛新聞。典拠欄の年月日が同年の場合月日のみを記した。

て地方技師、主事或は属官の古手などが座り込んで昔の顔を利かすといふのが一般の通例であった」（朝日新聞46・2・13）といわれるように官僚的・地主的的人事構成に対する批判であった。次に農業会経営の面では「戦時中一度も監査をやらなかつた県農業会が、今度市町村農業会の自治監査を強要実施しながら、自体の自治監査はやるにいたらない。監査課設置以前も二、三の管理係がゐて実施計画だけは樹てるが一度も実施せず、今度も課員が挙つて自発的監査を申し出たが許されなかつた。実際に監査すれば丸一年かかるといはれるこの大世帯を新役員へどうして引継ぐか、職員間の疑惑の種になつてゐる」（朝日46・3・7）、「いまだ県農内には、終戦のどさくさまぎれに行なはれた不正が山積してゐる」（朝日46・8・28）「満鉄投資の三千万円をはじめ五千万円近い投資がフイになつた県農業会の赤字は一千万円におよび、こんどの国庫補助打ち切りや待遇改善で増すばかり。手をつけれない五億円の農家預金を抱へたまま倒れさうになつてゐる」（朝日46・9・26）といわれるように農業会運営は乱脈をきわめた（内容の詳細は明らかでないが、朝日46・3・3によると不正は農業会付設工場・資材・金融・食糧・畜産等農業会の全分野にわたる。なお不正事件の責任者は不起訴処分となつてゐる）。このような県農業会の状況であるから、不正責任の追求と、人事への農民組合の介入は避けられないものであつた。

四五年一二月の不正事件摘発以来、県農業会は暫定的改組と少数幹部の入れ換えで建直しを装つたが、その後四六年三月には、県農業会人事の基礎となる市町村農業会理事選挙が行なわれた。この選挙で人事の全面的な刷新が期待されたが「吾妻、利根、山田、新田、勢多各郡は約三分の二、群馬、佐波各郡は半数しか新人がでなかつた」。これは各市町村とも、部落勢力の均衡を図るために事前に調整し「大部分が壮老年に片寄り、いはゆる旧勢力の意向に引摺られたためといはれる。県農業会役員は二十五日まで新会員（市町村農業会単位）の総会で選任されるが農業団体法によれば県役員には資格の制限がなく戦争責任を追求される現役員の再登場もあるわけで、早くも会長には竹越氏擁立説と反対説が流布されている」（朝日46・3・10）という結果であつた。この後になされた県農業会の役員人事は「理事二五名のうち新人十一名、旧人十四名、幹事は全部旧人三名となつ

て、圧倒的に旧勢力に牛耳られ、農業会の民主化はならなかつた（朝日46・3・24）。

これに対して農民組合は抵抗を試みる。例えば同年三月「二十六日朝県庁にデモを行なつた県農民組合代表者は岡部経済部長と会見、須永好氏から『供米に強権をもつて臨みながら県農業会理事の旧態依然たる顔触れを何故黙認するか』と詰問したのに対し、部長は『県民の推薦で県はどうすることも出来ぬ、新理事はたしかに旧勢力でまことに遺憾である』と答えた」という記事にみられるような、やや強引な県への要求がある。また同日県農業会前で農民大会を開催、新理事にに対して「県農業会の伏魔殿をそのまゝにしてさらに農民を騙すつもりか」と迫り、さらに「組合側から農業会の累積した不正事件の実情説明を要求、飯島理事がこれに対して釈明に立つたが要領を得なかつた」（朝日3・27）という形で直接県農業会に抵抗の姿勢を示している。

このような農民組合の抵抗にあつて、県農業会は役員退陣問題を惹起し、機能停止に陥つた。これに狼狽した県は、四月四日全理事を召集「懇談の結果、さしあたり全役員が一切を白紙に戻して暫定的に就任を承諾することとして、代表理事の数と人選は岡部県経済部長に一任することを申し合せ」（朝日4・6）、その間に人事の調整を図ることとなつた。

五月一四日には須永日農会長と知事が会い、「知事はまだ農村に根を張つてゐる旧勢力も無視できぬから協同組合になるまでのつなぎとして」会長をおかず常務理事の合議制でゆく」という提案をした（朝日5・16）。県の妥協案に対して「農組側では十九日の執行委員会では……はじめの方針通り旧役員退陣を押し通すことに決つた。しかし協同組合へ移るまでの短期間なので専務理事の数など農組の要求を容れるならば妥協してもよいといふ空気で、専務理事には大島会長を一枚加へ、旧役員が實質的に退陣するならば知事提案に落ち着くものと」予測された（朝日5・21）。その後自給肥料助成金問題・供出食糧の包装代問題等で県農業会と農民組合が共同して運動する動きがあり、協力関係が作られる中で「十四日の県農業会理事会は須永氏（日農）から一切の議案審議を留保して、その前に同会の人の配置、傍系事業機構、金融関係等につき再検討すべきだとの申入れによつて

新たに機構、制度改革企画委員を設け須永、飯島、滝澤、大山、金子、須永(伝)、高岸、高田、八委員を選出、十六日農業会、農組双方の改革案を持ち寄ることにした。席上滝澤氏が須永氏に対し『農業会側に適案がないので、農組側の意見を土台にしたい』と依頼した」ほどの接近を示すこととなる(朝日7・16)。

こうした経緯のあと、「県農業会の常任役員は二十一日(七月)の理事会で須永氏ほか五名の銓衡委員の推薦により会長滝澤浜吉代議士、副会長大島義晴農組県連会長、専務理事に舟津惣平勢多郡理事と決」まり(朝日46・7・23)、総務部長には農民組合主事の田村勘治を送ることとなった。農民組合内部には「司直の決定がどうあろうとも県農疑獄は徹底的に追求しよう。そしてその連類者は役、職員といづれをとらず放逐しなければならぬ。しかるに実情はその連類者が依然として重要ポストに居据わってゐる。これでは農組攻勢どころか県農の依然たる保守勢力に喰はれてしまつて妥協を強行されたかたちだ。耕作農民には納得できぬ」(朝日8・20)という急進論からの批判があつたが、流れを変えるものとはならなかつた。

翌四七年四月には県農業会々長互選の母体となる二六人の理事選考が各郡で行なわれたが、日農からの選出は五名であり、会長選出の主導権を握れる数ではなかつた。そのため「保守側は日農進出を全面的に抑えるため、郡市代表の推薦とせず、総会の一般投票によるうとする説も出ている」(朝日4・10)なかで、「県農会長は一六日理事会で前会長竹腰徳蔵氏と決定、副会長には岡部周治氏(日農、新田郡強戸村)専務理事舟津惣平氏(留任)を……決定した」(朝日4・17)。しかし田村勘治総務部長が辞任したため、日農は態度決定に手間取り五月四日の県連執行委員会では「この際一切県農から手を引いて、自主的に外部から民主化をはかつて行こうとするものと、あくまで内部に留まって協同組合移行までの民主化を徹底させて行こうとするもの」と意見が別れ結論を得ない」(朝日5・6)状態となり、「日農県連では県農側の意向を質するため大島、石井両代議士、五十嵐、松本両県議ら九名の代表が十四日県農におもむき、……舟津専務理事と会見、『日農県連としては農業会の民主化促進にあくまで協力してゆく積りだが、県農理事会が二十一対四と数で優勢なのを頼みとして、少数側の意向を無視、

何事も数で押切ろうとする態度に出られたのでは協力できない』と申入れ、十六日に開かれる県農理事会の出力によって最後の決定をなすことになった」(朝日5・16)。結局一六日の理事会で「岡部周治氏が副会長就任を受諾、はつきり協力して行くことに決まつた」(朝日5・21)。

このように農民組合県連は県農業会において少数派であつたにもかかわらず、やや強引な介入と参加を行なつて、県農業会に対する影響力を獲得しその運営の公正・適切化を図つた。農民組合県連がこうした形の参加・介入を行なうことができたのは、戦後民主化の流れの勢いと、行政当局・農民ともに旧・保守勢力による農業会組織に対して不信任をもつていたことがあつたと考えてよいであらう。

二 郡農業会の状況

郡農業会の経理内容について四六年七月二五日の朝日新聞は「乱脈を極める農会経理」という見出しで次のように伝えている。

県でこのほど県下十一郡農業会を一斉調査の結果、終戦後も経理内容が乱脈をきはめ、とくに政府の助成、補償金などがボスの宴会代になつてゐた事実が暴露した。相変らず帳簿がととのはず預金通帳一つで間に合はせてゐたもののメモ程度のものが四郡、特定の人の記憶だけで処理してゐるものもあり、経理のやり方が全部違つてゐた。個人的に私腹を肥したものはないが、二、三十万円にのぼる金を一部のものが勝手に消費し、手当として記したり、用途を追求すると、高官に贈つたごぼうの未払い代金が現れたといふやうな悲喜劇も生んでゐる。

こうした郡農会の状況に対する民主化要求は農民組合と農業会職員の両者からなされた。たとえば碓氷郡農業会の民主化は次のとおりであつた。四六年七月「碓氷郡農会の三課長は、職員組合の排斥に合ひ、総辞職したが、その後一箇月も経過してゐるのに未だ須藤支部長は、これを補充する意思がなく、差迫つた米の供出割当その他に悪影響を及ぼすので見かねた日農郡支部では、四日(九月)引用者注)安中町で大会を開き、支部長に

松本豊氏、副会長に浦野哲氏を互選したのち農業会に対し次の如く決議文をつきつけた。△空席の庶務、事業課長は日農郡連で推薦する、△支部長を助ける為郡連から副支部長を出す」(朝日9・7)。この要求は六日の郡農業会と日農郡連との会見の結果承認され、「総務、業務両課長の席は日農郡連に譲り郡連の事務所を農業会内に設け、副支部長をも認めるが、この予算がないので予算をとってから善処することに決った。また農業会確水支部審議会の改組をも認めたほか、いままで農組が一人しか入ってゐないのを五名入れることを承認した」(朝日9・8)。この改革の後、終戦後行われた郡農業会支部の不正が摘発されたが、それは「△昨年十月渋川の関東電化から食塩をトラック一台運んできて伊與支部長ほか職員で分配、△同年十一月埼玉県から種子用麦を買入れ須田技手、金田技師に二俵づつやった、△二十年度共同炊事用米八俵を小林技師ほか職員でわけお酒二斗を飲んだ、△二十一年二月十八ヶ村に配給すべき種子用菜種のうち三斗を油にして職員で分配、△同年三月種子用かんしょを須田技師が二俵、他の職員が一俵づつ分配、他二件」(朝日46・11・29)という内容であり、不正が日常化していたことをうかがわせる。

三 町村農業会

この時期の町村農業会の運営・経理は乱脈を極めていた。四六年二月三日の朝日新聞(全国版)は次のように伝えている。

群馬県市町村農業会の一斉調査で、帳簿の完全なものが一箇村も無いといふ奇怪な事実が暴露された。利根郡沼田町、勢多郡黒保根村、山田郡川内村は帳簿の備へ付けさへ無く、残りの百九十箇町村も帳尻が十数万円合はぬもの、数年間記帳の無いもの、複雑過ぎるかばらばらで役員が説明できないものばかり、最低三百万円と言はれる資産内容が乱脈を極めてゐる。自然そこから浮ぶ無籍米麦、配給物資の横領、隠匿は既に昨年未摘発された県農業会の五十万円に上る不正事件を始め、さらに村民による群馬県滝川村の米四百俵、東村の四百俵……と続々現れ、全県下で約二万俵。肥料農機具、衣料等の特配物資は十八年以降全然農民に

渡ってゐない村も出た。かうして肥えた県農業会資産が何と公称二億三千万円、帳簿に現れない幽霊資産は五億円を下るまいと推定され、大部分が役員の壟断に委せられ、電話一本、名刺一枚で膨大な食糧を自由に動かしてゐたわけである。群馬郡東村では村民が役員に二十年度の決算書公開を迫ったところ、総辞職するから勘弁して呉れと叩頭して悶着を続け、監査後あわてて農家へ無籍米を還元してゐる村、新しく帳簿を揃へ記帳の手ほどきを受けてゐる町もある。県では役員改選までにもう一度徹底的な監査と不明追求を行なつて新役員から明朗な発足をさせようとしてゐる。

こうした状況に対して県当局談として「自治監査といふ名目でやったのだが、蓋をあけてみて呆れてゐる。放置してゐた県にも責任があるのでもう一度再監査をやる。一回の調査では分からぬ程複雑で、帳簿の整つてゐるところに不正の大きいのがあつたといふ例外もあつた」と述べている。つまり、この時期の町村農業会は経理乱脈で、配給物資の隠匿・横領、農業会資金の流用・横領が日常化していたことをうかがわせる。そしてこの点は帳簿上の問題だけでなく、町村有力者の農業会経営の問題であつたと考えてよいであろう。

このような農業会の体質であるから、町村農業会の不正追求・民主化・改革は多くの町村で避けられないものとなつた。四六年一月一七日の朝日新聞はこの様子を「市町村農業会長の退陣が激増、すでに辞職問題が表面化したもの四十箇町村、個人的に辞意を洩らしてゐるもの約二十箇町村に及んでゐる。主な理由は農業会の経理、運営に対する村民の反感、供米を繞る村民との対立……今後の責任回避……等が挙げられ、農民組合の活発な胎動が全面的に拍車してゐる」と、最終的に責任をとらざるをえない農業会長の問題として記している。町村の状況は表2に示されるとおりであり、農業会の物資・資金の流用・横領・会計の不正・配給供出の不正等が民主化運動の中で追求されている(表2の1・17と21・23・24・25がこれに該当する)。

そのうちのいくつかをとりあげてみよう。

「事例1―表2の1・国府村」
農業会長が供出割当の内容公表を拒む

「農業会肅正」のポスターが今度は群馬郡国府村の掲示板に貼られた。動機は現会長O氏が畜産組合はじめ数種の農業団体名譽職を兼ねて農業会運営には全然熱意がなく、おまけに技術員と腹を合せて私腹を肥やしてゐるといふ兎角の評あったところへ、今春の馬鈴薯の供出割当に不合理を感じた村民が代表者を選び同会長に供出内容公開を要求したところ拒絶されたため、五日からポスター戦を皮切りに現役員の退陣、自治的農会の再編を目標に闘争を始めたものである。村民側代表者談「元来自治的であるべき農会を封建的官庁化して私腹をこやしてゐるやうな現役員にはどうしてもやめて貰ふ。相手がボスの存在なので、慎重に闘争を継続する積りだ。これは村民全部の気持ちだ」(朝日46・2・7。なお朝日2・15は農業会幹部の一斉退陣を報道している)。

「事例2―表2の3・坂上村」
農業会改革の烽火

吾妻郡坂上村に村政改革の烽火が興った。即ち急進青年の手により青年同志会が作られ、最も疑惑を持たれてゐる農業会の内幕調査が行はれ腐敗の限りを尽し

表2 農村農業会民主化・農協設立問題の概況(群馬県)

番号	所在町村(郡)	農業会民主化・農協設立問題の概要	典 拠
1	国府村(群馬)	農業会長が会運営で私腹を肥やしていると風評。供出内容公開要求を拒絶。村長辞任	朝46. 2. 7・15
2	駒寄村(群馬)	農業会肅正運動(幹部の配給物資横領等)	上46. 2. 15
3	坂上村(吾妻)	農業会改革(配給物資横領・会計の不正等)	上46. 3. 19
4	粕川村(勢多)	農業会長辞職(横領事件に関連)	朝46. 4. 5
5	京ヶ島村(群馬)	農業会庫から隠退蔵米170余俵発見	朝46. 6. 9
6	木瀬村(勢多)	終戦前の軍委託加工品や配給品のうどんを肥料と不正物交	朝46. 7. 12
7	東村(群馬)	農業会長・理事の退陣要求(配給帳簿をゴマ化した)。管理米千俵・配給物資の不正等	朝46. 8. 8、9. 10・17・23、12. 12
8	豊受村(佐波)	ツト虫の惨害に対する村農業会の冷淡さを糾弾・民主化運動(農業会長は地主)	朝46. 8. 27
9	神流村(多野)	農業会長の供出米160俵横流し事件・不正配給等	朝46. 9. 6、10. 10
10	西横野村(碓氷)	農業会長不信任問題(内容不詳)	上46. 9. 25
11	新高尾村(群馬)	農業会長辞任要求(内容不詳)	上46. 10. 11
12	片品村(利根)	農業会扱いの主食を情実配給・木炭横流し・酒密造・公金横領等	朝46. 11. 8、12. 7
13	生品村(新田)	農業会長軍放物物資買い出しのため95万円を持って失踪(詐欺にあう)	上47. 1. 24、3. 21
14	小野村(多野)	農業会専務理事が供出報奨金を詐取	上47. 3. 26
15	古馬牧村(利根)	農業会と村当局が結託して供出米を過重割当て	朝47. 10. 1
16	川田村(利根)	水害で小麦粉等の流失を過大に虚偽報告	朝47. 10. 1
17	剛志村(佐波)	農業会長等奨励金・調整米等を横領	朝47. 12. 10
18	荒砥村(勢多)	農協組織化に保守(地主側)と急進(小作人側)との二つの組合の動き	朝47. 12. 27
19	大湖町(勢多)	農協組織化に民主党派と社会党派の政党対立	朝47. 12. 27
20	赤堀村(佐波)	農協設立運動に地主系と日農系の対立	朝48. 1. 7
21	西牧村(北甘楽)	農業会長が木炭のヤミ販売	朝48. 2. 1
22	金島村(勢多)	農協設立をめぐる日農と旧地主が対立	朝48. 2. 27
23	神流村(多野)	農業会長等が農業会清算公金を隠匿・流用	朝48. 4. 22
24	一宮町(北甘楽)	農業会幹部超過供出米を不正流用・横領	上48. 6. 26
25	黒保根村(勢多)	農業会幹部の不正配給・資金横領	上48. 6. 26

朝日新聞群馬版・上毛新聞による。「朝」は朝日新聞群馬版、「上」は上毛新聞。典拠欄の年月日が同年の場合月日のみを記した。

た非行の確証が握られたので、去る八日（四六年三月―引用者注）村民大会の席上、(1)十九年度産米の過剰分並に農業会耕地の収穫物不明、(2)二十年度産馬鈴薯三十俵の行方不明、(3)製麻の処分不明、(4)配給酒五合のところ一合は頭を刎ねて職員に供し、真綿チョッキ百人分のうち十人分は職員が占有した、(5)松根油利益五万円のうち二万五千円は赤字補充に一万円は職員の賞与金に分配した不正、(6)種子用大小麦百三十俵未処理等を報告、農業会職員の即時退陣と青年会の監視により悪政を一掃して供出を促進する事を申合せた（上毛46・3・19）。

〔事例3―表2の12・片品村〕
 公金・食料などを詐欺

利根郡片品村農業会のヤミ事件が県防犯課と沼田署に摘発され、関係者は近く書類送局される。◇元片品村農業会専務理事Aは、十九年前に前会長Bを犯罪があると追い出したうえ本年一月から十月までの間に同村農業会長C、木炭係Dと共謀、政府に売渡すはずの木炭二千三百九十八俵を北毛貨物自動車などへ横流し。◇また同村Eがヤミで検挙されるや、もらい下げをしてやると称して父のFさんから前後三回にわたり一万八千円を巻き上げ、料理店その他で一部をつかい、さらに自己の会社の出資金にあて、残金三千八百円を横領。◇さらに専務として公金を自己の金との境いなく流用して二万八千円を横領したが、これがばれたので、この埋合せをするためまたまた農業会から二千六百円をふり替えた。

◇同村農業会長C、元会長現村長G、元同会専務理事H、販売係主任I、購買係主任Jは、食検沼田支所、追貝出張所勤務のK、Lと共謀、米四百二十九俵、価格五万五千七百円、大麦九百九十七俵、小麦二千二十一俵、価格四十万円を空費して詐欺。◇二十年度米麦供出割当に対し生産者から代替物として供出した大豆三百二十九俵、そば十二俵、ひえ十六俵、あわ八俵計三百六十五俵、もみ四百八十六俵を県農に販売を委託するところを販売せず、横領し農業会の操作用として物交、横流し（朝日46・12・7）。

〔事例4―表2の24・一宮町〕
 超過供出米を食う幹部

北甘楽郡一宮町農業会の不正事件で北甘楽署で取調べを進めていたが二十四日全容が判った。同町前農業会長A、同町現農業会長B、同常務理事C、同技術員Dの四名は共謀の上昨年一月から五月までの間に関係農民から超過供出させた玄米十七俵、小麦十六俵、大麦二十俵の内から玄米十七俵、小麦十三俵、大麦十六俵を、玄米四俵は一万三千五百円の超過額で売ったほかは利用部、工所備品として物交用とし、又は農会関係者の食事に売ったほか大麦七俵、小麦三俵は町内農民に返済契約書と引換に貸与する等の不法行為が判ったが、なおこれは事件の一部で、取調べの進展で拡大の模様（上毛48・6・26）。

このような農業会をめぐる不正事件をもたらした要因として、農村社会で民主化が内実を伴わず、名望家秩序が残存していたこと、新たな農村指導層が十分に形成されていなかったことが考えられる（上毛新聞46・8・19に記されているように、農業会役員の部分的交替はみられたが、旧来の指導層を一新するものではなかった）。この点、県レベルでは、県農業会の人事をめぐる経緯のなかで、農民組合県連では「農地改革その他の重要問題をひかへた農村の激動期にあたり、大島、田村両氏が県農へ就任して首脳者が二人までも欠員同様では農組の運営はできぬ」と人材難を指摘している（朝日46・8・20）。また四六年三月、四七年四月県農業会理事の選出で日農側が少数に留まったのも人材難が影響したと考えられる。四六年の理事選挙について、「市町村農業会理事選挙は全面的な更新を期待されたが吾妻、利根、山田、新田、勢多各郡は約三分の二、群馬、佐波各郡は半数しか新人が出なかった。これは各市町村とも部落勢力の均衡を図るため事前に（候補者を―引用者注）会員でしかも家庭代表に限ったため大部分が壮老年層に片寄りいはゆる旧勢力の意向に引き摺られたためといはれる」（朝日46・3・10）とする記事は、農業会民主化をリードする際の人材難を示すものであろう（なお、市町村選出理事は県農業会役員選出の母体となる）。

農業会不正事件をもたらした要因としてもう一つ、戦後の特異な経済状況があると思われる。新田郡生品村農業会についての次の事件は戦後の経済状況を示すものである。この事件について上毛新聞四七年一月二十四日の記事は「九十五万円と農業会長ら失踪／インフレ農村を狙う魔手」という見出しで、次のように伝えている。

新田郡生品村農業会長外数名が、農業会の資金三十万円と村民から募った六十五万円を懐ろに、昨年暮に京都から広島方面へ軍放出の衣料買出しに出たまま帰らず、その上発送したという荷物が待てど暮せど届かないので、騙されたのではないかと村中の大騒ぎになり、目下県警察部で事実を調査している。

昨年十二月二十二日新田郡生品村農業会の物資購入係A氏が桐生市に出張した際、同市の海外引揚同盟物資係新井某と名乗る男と会い、同村から「広島市に緊急復興資金を集めるため特に連合軍から大量の元日本軍衣類が民間に払い下げられているから、今のうちに何とか早く話を進めれば入手できるから」と誘はれたので、A氏は農業会に報告して緊急役員会議を開いた結果、農業会で三十万円を出して買う事に決定。A氏は翌二十三日各部落代表四名と一緒に桐生の引揚同盟に行った処、前日の新井は見えず、須藤という男が広島へ同行する事になって出発したが、須藤は途中一行に向い「直接広島に行く」と物資取扱上支障をきたす心配がある。丁度京都に昭和工業会社があつてその社長中島勇が広島の記事から物資処理を一任されている。先ず中島に会おう」という訳で京都に立寄り、中島と称する男と面接して地下足袋一足百十円、冬服三十二円五十銭、靴下一足十二円の割で三十万円を先渡しで売買契約を結んだ。その際中島から「広島復興のため五百万円程の資金調達を知事から頼まれている。まだまだ物資があるから貴村で引受けて呉れないだろうか」と話を持ちかけられたので五名は相談の結果、ひと先ず津久井氏は二名を連れて報告旁々資金調達のため二十八日に帰村、会長Bにその旨を伝え早速農事実行組合会議を開いたところ賛成を得たので、先に津久井氏と同行して来た二名に一名を加え三名が先発で再び京都へ出発。一方資金は農民の希望で六十五万円が集まったので、電報為替で送金すると共

に今度は会長自ら二名の村内代表を連れて一月三日京都に向った。その後出張中の代表二名が十日に帰村したので、その後の模様をきくと大金を持った一行は広島に行き、大陸鉄道従業員援護会々長山の内太郎と称する者と会い、取引が終つて物資を送る事になったといわれているが、その後は全く音沙汰なく物資も代表も姿を見せないもので、今になってはじめて村では騙されたのではないかと騒ぎだしたものである(この事件の結果は、一六七万円のうち二三万余円を取り戻すが、あとは不明である)。

この事件について警察の態度は次の記事からうかがえる。即ち「町村農業会が新円の余裕にまかせて軍放出物資を買ひ込んだ場合、県経防課は、断固取締る、品物は正規のルートに乗せると言っているが、新田郡綿打村の未遂や同生品村の人騒がせを未然に防ぐ方法はないか、以下森田県監察官の話『駐在巡査が活動して未然に防いでやるのが本当だ。しかし一人か二人では行き届かぬし農業会も内密にやるだろうから警官ばかりを責めるわけにゆかぬ。むしろ怪しいと村民が思ったら相談すべきだ。数多い警察官の中には見て見ぬ振りをして、余沢にあずかる者もいるだろう。これから特に生品村の様なことのないよう督促する』(朝日47・1・30)。つまり経済的取引への介入は現実には困難で、詐欺・横領は農民が自分で注意するしかないということである。この事件についての報道は、この時期の農村の余剰資金・物資不足・暗躍するブローカー・警察の取締の抜け道等、この時期の経済状況を伝えるものであり、こうした経済混乱に乗じて農村に一攫千金の獲得を試みる者が排出する条件があつたと考えられる。

ところで農業会民主化運動は旧来の指導者・幹部部に向けられたものではないが、農業会を全面的に否定するものではない。この点について日本農民組合の会長でもあつた新田郡強戸村の須永好は、次のように述べている。

倉庫、資金、事務機構など全国的な組織を持つ農業会を民主化し、活用してゆくことが農民組合の方針で、組合による「供米管理」といった

ことは考へてゐない。つまり全国的に結成される農民組合により農業会を監視、指導してこれと一体となつてゆくのだ。これによって供出割当も、供出そのものも十分合理化され、官僚色は払拭される。農民による農業会の自主的な運営、それと関連して町村の自治を確立するなど現在の機構を活かしながら、農民組合はその中核となればよい(朝日46・2・13)。

このような認識がベースにあつたから農業会と農民組合の運動は、農業経営・農民生活に関わることにについては同一歩調をとることとなる。四六年七月に、県農業会と農民組合が自給肥料補助金の打切り反対運動で手を握ることになったこと、四七年一月に県農業会・日農・農青連が農民団体協議会を設置して共同行動を模索したこと、同年八月に同じ三つの組織が農業復興会議の組織に向けて動き出したこと、四七年五月に人事の面で対立をみつゝも結局日農連は県農業会に協力を決定したこと等は農業会と日農の行動原理に質的な差が無いことを示すものと考えてよいであろう。

したがって、農業・農民の組織化としてこのあとに続く農業協同組合の設立は、「市町村の総合農業協同組合の設立を舞台に新旧の政治的対立が激化し、一ヶ町村に二つ以上の農協が出来るようなところが意外に多く、十一ヶ町村に上っている」(朝日48・5・19)といわれるように、多少の対立を残したが(表2の18・19・20・22がそれである)、それは階級的・階層的な対立ではなく、政治的ないし感情的なもので、しかも数的には限定されたものであり、全体として「農協の設立運動は、農業会の看板の塗り替えに終わる」(朝日48・2・18)という性格のものだったといえよう。

むすび

戦後改革期の農業会民主化運動と民主化過程をみてきたが、これまでの検討を要約し、その意味することを考えよう。

第一に、この時期の農業会は運営が乱脈であり、農業会の物資・資金の流用・横領・会計の不正・配給供出の不正等が日常化していた。第二に、

このような農業会運営の混乱の背景には、敗戦前後の民主化をリードする人材の不足と戦後混乱期の農村のインフレーション・物資不足等の経済状況があつたと考えられる。第三にそのような農業会の運営に対して、農民組合が少数派であるにもかかわらずやや強引とも思えるやり方で参加・介入を試み、一定の成功をおさめる。第四に農民組合の参加・介入は旧来の農村支配層の部分的交替をとめないつつ農業会の公正で適切な運営を図るものであり、農村・農民の支持を受けていたと考えてよいであろう。そして公正・適切な運営の実現という点では農業会内部に強い反発を生むものではなく、むしろ協調して実現を図ることとなった。第五に、このような農業会民主化に続く農業協同組合の設立は多少の対立を含みつつも全体として協調的になされた。

以上のような農業会民主化の過程は、旧来の名望家的な人脈による農村の政治秩序に対して体制批判的な組織である農民組合の組織的参加・介入という形で、新たな農村行政体制の成立を示すものであった。こうして成立する農村の秩序を基礎にした新しい農業・農村の組織¹⁾農業協同組合は農村の全階層の協調のなかで実現されることになる。農業会民主化の過程は、戦後の改革・民主化過程(農地改革、村政民主化、食糧供出政策への農民組合の参加・介入等)の一環として、農民組合という体制批判の性質をもつ組織の参加・介入を得つつ行なわれた、現代資本主義の政治体制形成過程を構成するものであったといえよう²⁾。しかし成立した新たな政治的枠組の中で農民組合はその役割を終え、その運動・組織は弱体化して行くことになる。

注

(1) 最近の研究として西田美昭編著『戦後改革期の農業問題』(一九九四年)がある(とくに第五章参照)。

(2) 分析の資料として「朝日新聞群馬版」「上毛新聞」(前橋市立図書館蔵)を用いる。

(3) 現代資本主義の政治形態については、その統治機構の特徴を「大衆民主主義、コーポラティズム、生活の社会化・平準化」等として捉える加藤

榮一「福祉国家と社会主義」(『社会科学研究』三八―五、一九八七年)、
同「現代資本主義の歴史的位相」(『社会科学研究』四一―二、一九八九
年)を参照されたい。

(一九九五年十二月二十日受理)